しまねエコ農産物等に係る表示ガイドラインのQ&A

(令和2年5月22日)

- 問1 ガイドライン表示ができる農産物の要件は。
- 問2 生産者の要件は。
- 問3 ほ場の要件は。
- 間4 ガイドライン表示ができる加工食品の要件は。
- 問5 届出及び申請等の手続きは必要か。また、県の審査はあるのか。
- 問6 島根県はしまねエコ農産物等を推奨するのか。
- 問7 しまねエコ農産物等のマークやシールはあるのか。
- 問8 栽培期間とはいつからいつまでの期間をいうのか。
- 問9 節減対象となる農薬とは何か。
- 問10農薬のカウントの対象は何か。
- 問 11 水稲畦畔やハウス周辺の化学合成農薬による除草はカウントの対象となるのか。
- 問 12 生産は場に立て看板を設置することになっているが、各ほ場毎に看板を設置しなければならないか。
- 問13 ガイドラインを満たせば「つや姫」を栽培できるのか。
- 問 14 「栽培期間中不使用」の表示方法は。
- 問 15 「栽培期間中不使用」と表示したい場合、育苗期間においても、化学肥料、農薬(又は節減対象農薬)が不使用である必要があるか。
- 問16 育苗期間中の化学肥料、化学合成農薬の使用もカウントの対象となるが、水稲育苗 用に使用する化学肥料については、どのように記載すればよいか。
- 問17 節減対象農薬を使用した場合は、容器包装類に使用農薬の表示が必要か。
- 問 18 「栽培期間中不使用」と表示したい場合、島根県エコロジー農産物推奨要領と同様に「種子又は苗等について、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと」が必要か。

問1 ガイドライン表示ができる農産物の要件は。

回答1 栽培期間中における節減対象農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量が、島根県が定めた慣行レベルの5割以下である農産物が対象となります。

また、島根県の慣行レベルが定められていない農産物であっても、栽培期間中において節減対象農薬及び化学肥料を使用しないものであれば対象となります。

島根県が定めた慣行レベルは、県のホームページで公開します。

なお、ガイドライン表示ができる農産物を「しまねエコ農産物」とします。

間2 生産者の要件は。

回答2 生産者がエコファーマーである等の要件はありませんので、誰でも取り組むことができます。

間3 ほ場の要件は。

回答3 ほ場の要件はありませんので、たい肥等による土づくりが行われたほ場に限定されず、生産できます。

間4 ガイドライン表示ができる加工食品の要件は。

回答4 原材料(食塩、水及び加工助剤を除く。)の重量に占める農産物(しまねエコ農産物を除く)及び農産物の加工品(しまねエコ農産物使用加工食品を除く。)並びに食品添加物(加工助剤を除く。)の重量の割合が5%以下で加工食品が対象となります。なお、ガイドライン表示ができる加工食品を「しまねエコ農産物使用加工食品」とします。

問5 届出及び申請等の手続きは必要か。また、県の審査はあるのか。

回答 5 島根県の審査を不要とするため、届出及び申請の必要はありません。生産者(加工食品製造事業者)が、自己責任で生産(加工)から出荷までをガイドラインに従って管理し、表示を行います。また、流通関係者もガイドラインに従い表示を行います。

問6 島根県はしまねエコ農産物等を推奨するのか。

回答 6 島根県は、このガイドラインによる表示の普及を図りますが、しまねエコ農産物等の個々の商品を推奨するものではありません。

したがって、県が推奨していると誤認される表示はできません。

問7 しまねエコ農産物等のマークやシールはあるのか。

回答7 島根県はマークの作成及びシールの作成・配付を行いません。

間8 栽培期間とはいつからいつまでの期間をいうのか。

回答8 栽培期間とは、「前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間」及び「農産物の生産過程(生産者による農産物の種子、種苗及び収穫物の調製を含む。)」を合わせた期間としています。

問9 節減対象となる農薬とは何か。

回答9 化学合成農薬のうち、有機農産物の日本農林規格(平成12年1月20日付け農林水産省告示第59号)の別表2で使用可能な農薬及び、農薬製造メーカーが島根県知事あてに、農薬の製造過程において化学合成を行っていない旨を証明した農薬(有効成分)を除いた化学合成農薬です。

問10 農薬のカウントの対象は何か。

回答 1 0 使用した節減対象農薬の有効成分の使用回数がカウントの対象となります。 したがって、複数の有効成分を含んでいる場合は、単純に散布した回数ではなく、有 効成分の延べ回数をカウントすることになります。

- 問11 水稲畦畔やハウス周辺の化学合成農薬による除草はカウントの対象となるのか。
- 回答11 直接農産物や当該ほ場に散布しないことから、カウントの対象とはなりません。ただし、当該農作物等への飛散が懸念されることから、機械除草を実施する等、できるだけ使用しないことが望ましいです。
- 問12 生産ほ場に立て看板を設置することになっているが、各ほ場毎に看板を設置 しなければならないか。
- 回答12 ほ場が隣接している場合は、看板にほ場の所在地(ほ場番号)を明確に 記載していれば、看板はまとめて設置してもよいこととします。

また、ほ場が複数かつ分散している場合においては、ほ場図等を1箇所にまとめて 設置することも可能とします。

- 問13 ガイドラインを満たせば「つや姫」を栽培できるのか。
- 回答13 令和2年中には、ガイドラインを基本とする「つや姫」の栽培が可能となる 仕組みを、島根県農林水産部農畜産課から示します。
- 問14 「栽培期間中不使用」の表示方法は。
- 回答14 ガイドライン第4の2(2)から(4)に示しています。また、表示方法の 例を別記1に示しています。
 - ①農薬を使用していない場合
 - →「農薬:栽培期間中不使用」
 - ②節減対象農薬以外の農薬のみを使用した場合で、節減対象農薬を使用していない表示
 - →「節減対象農薬:栽培期間中不使用」
 - ③化学肥料を使用していない場合
 - →「化学肥料:栽培期間中不使用」

- 問15 「栽培期間中不使用」と表示したい場合、育苗期間においても、化学肥料、 農薬(又は節減対象農薬)が不使用である必要があるか。
- 回答15 育苗期間も栽培期間中に該当するため、育苗期間においても、化学肥料、農薬又は節減対象農薬が不使用である必要があります。育苗用に使用した培土に化学肥料が微量でも含まれている場合は、不使用の対象とはなりませんので、購入培土の場合、特に注意が必要です。
- 問16 育苗期間中の化学肥料、化学合成農薬の使用もカウントの対象となるが、水稲育苗用に使用する化学肥料については、どのように記載すればよいか。
- 回答16 化学肥料の場合、育苗中に施用した量を、ほ場で使用する育苗枚数等により 10 a 当たりの施肥量に換算する必要があります。 なお、野菜の苗を定植する場合も、同様に換算する必要があります。
- 問17 節減対象農薬を使用した場合は、容器包装類に使用農薬の表示が必要か。
- 回答17 使用農薬の表示は必須ではありませんが、消費者、流通業者等の信頼を得るため、栽培期間中のほ場管理に関する情報等を積極的に提供するよう努めてください。また、ガイドライン表示の信頼性の確保のため、消費者等からの栽培方法や資材の使用状況、確認方法等に関する照会があった場合には、栽培管理記録等を基に説明を行ってください。
- 問18 「栽培期間中不使用」と表示したい場合、島根県エコロジー農産物推奨要領 と同様に「種子又は苗等について、組換えDNA技術を用いて生産されたもので ないこと」が必要か。
- 回答18 必要ありません。本ガイドラインでは農薬又は節減対象農薬、化学肥料のいずれかが不使用であれば、該当資材の「栽培期間中不使用」を表示できるので、「種子又は苗等について、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと」までは求めません。